

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和 年度)

令和 年 月 日

青森市長 様

報告者
住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称						業種			
事業場の所在地						電話番号			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和 年度)

記載例

令和 年 月 日

青森市長 様

青森市内に店舗等の事業所が複数ある場合は、その事業所ごとに報告書を作成してください。ただし、建設工事等により、排出場所が複数あった場合は、1つにまとめて提出してください。

年度記入

報告者 住所 青森市〇〇一丁目1番1号
氏名 株式会社青森〇△建設 代表取締役 青森 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 017-〇〇〇-〇〇〇〇

押印不要

業種は、別添「日本標準産業分類」の「中分類」の中から選択して記入してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する

事業場の名称	株式会社青森〇△建設		種類ごと委託先ごとに年度集計したものを記入してください。		業種	総合工事業			
事業場の所在地	青森市〇〇一丁目1番1号		017-〇〇〇-〇〇〇〇						
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	10.00	40	10802xxxxxx	〇×クリーン(株)	青森市大字△△字□□1-1	10822xxxxxx	〇×クリーン(株)	
2	がれき類	100.00	30	00200xxxxxx	(有)△△土木	八戸市△〇三丁目1-1	00220xxxxxx	八戸□〇工業(株)	八戸市△〇三丁目1-2
3	がれき類(石綿含有)	5.00	10	00200xxxxxx	(有)△△土木	青森市大字〇×字××100-1	00230xxxxxx	最終処分(株)	
4	建設混合廃棄物	50					00230x		大字〇×字××1-1

「排出量」の単位は、トン(t)として記入してください。換算が必要な場合は、別添「産業廃棄物の種類と重量換算係数」をご活用ください。

処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県内において、同一の事業所から排出された産業廃棄物の種類が異なる場合は、別添「産業廃棄物の種類と重量換算係数」を参考に、排出物の種類ごとに報告書を作成すること。
- 産業廃棄物の種類は、原則として、別添「産業廃棄物の種類と重量換算係数」の中の「報告書に記載する産業廃棄物の種類」に合せて記載してください。
- 業種には日本標準産業分類の「中分類」の中から選択して記入してください。
- 運搬又は処分を行う事業者の氏名又は名称は、別添「報告書に記載する産業廃棄物の種類」に該当するものが無い場合は「混合廃棄物(廃プラスチック類・金属くず・木くず)」など、混合している種類が分かるよう記載してください。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切る場合は、別添「報告書に記載する産業廃棄物の種類」に該当するものを明らかに記載すること。

報告年度		令和 年度		年度記入		事業場の名称		株式会社青森〇△建設		別紙番号		2/2	
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所				
5	廃プラスチック類	10.00	5	10802xxxxxx	(第1区間) 〇×クリーン(株)	青森市大字△△字□ □1-1							
				00200xxxxxx	(第2区間) (有)□×エコロジー	弘前市大字□×二丁目8-17	00220xxxxxx	(有)□×エコロジー					
6	木くず	10.00	1	-	(自己運搬) 株式会社青森〇△建設	青森市大字△□字× 〇26-1	10822xxxxxx	(株)×□建設工業					
7	金属くず	12.50	1	10802xxxxxx	(再委託) ××資源(株)	青森市大字××字□ 〇125-6	10822xxxxxx	××資源(株)					
				<p>区間委託の場合、各区間ごとに運搬受託者の氏名又は名称の欄の受託者名の前に（第〇区間）と記入してください。</p> <p>なお、番号、産業廃棄物の種類、排出量、管理票交付枚数については、第1区間のみ記入し、処分受託者の許可番号以降の欄は、最終区間のみ記入してください。</p>									
				<p>自ら処分場に運搬した場合は、（自己運搬）と記入し、自らの氏名又は名称を記入してください。</p>									
				<p>再委託した場合は、実際に収集運搬や処分を行った再委託先を記入してください。この場合、（再委託）と記載してください。</p>									
				<p>不足する場合はコピーして使用してください。</p> <p>複数枚になる場合は、別紙番号欄に「ページ数/総枚数」を記入してください。</p>									

日本標準産業分類(平成25年10月改定)

廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和2)	中分類
A 農業、林業	01 農業
	02 林業
B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)
	04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業
	07 職別工事業(設備工事業を除く)
	08 設備工事業
	09 食料品製造業
E 製造業 廃棄物の処理及び清掃に関する法	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	11 繊維工業
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)
	13 家具・装備品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	15 印刷・同関連業
	16 化学工業
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
	19 ゴム製品製造業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29 電気機械器具製造業
30 令和2年度	
31 輸送用機械器具製造業	
32 その他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
	34 ガス業
	35 熱供給業
	36 水道業
G 情報通信業	37 通信業
	38 放送業
	39 情報サービス業
	40 インターネット附随サービス業
	41 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業
	43 道路旅客運送業
	44 道路貨物運送業
	45 水運業
	46 航空運輸業
	47 倉庫業
	48 運輸に附帯するサービス業
	49 郵便業(信書便事業を含む)

廃棄物管理票交付等状況報告書（令和2	中分類
I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業
	51 繊維・衣服等卸売業
	52 飲食料品卸売業
	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	54 機械器具卸売業
	55 その他の卸売業
	56 各種商品小売業
	57 織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
J 金融業、保険業	61 無店舗小売業
	62 銀行業
	63 協同組織金融業
	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	65 金融商品取引業、商品先物取引業
	66 補助的金融業等
	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業
	69 不動産賃貸業・管理業
	70 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関
	72 専門サービス業(他に分類されないもの)
	73 広告業
	74 技術サービス業(他に分類されないもの)
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業
	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業
	80 娯楽業
	81 学校教育
O 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業
	83 医療業
	84 保健衛生
P 医療、福祉	85 社会保険・社会福祉・介護事業
	86 郵便局
	87 協同組合(他に分類されないもの)
Q 複合サービス事業	88 廃棄物処理業
	89 自動車整備業
	90 機械等修理業(別掲を除く)
	91 職業紹介・労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業
	93 政治・経済・文化団体
	94 宗教
	95 その他のサービス業
	96 外国公務
	S 公務(他に分類されるものを除く)
98 地方公務	
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

産業廃棄物の種類と重量換算係数(7/8)

産業廃棄物の種類		報告書に記載する産業廃棄物の種類	重量換算係数 (t/m ³)	重量換算係数 (t/個・台)
状況	中	小		
燃え殻		燃え殻	1.14	0.228t
	焼却灰	燃え殻	1.14	0.228t
		石炭灰	1.14	8t
		廃棄物の焼却灰	1.14	0.228t
	廃カーボン・活性炭	燃え殻	1.14	1.14t
汚泥(泥状のもの)		汚泥	1.10	0.022t
	有機性汚泥	汚泥	1.10	0.022t
		下水汚泥	1.10	8t
	無機性汚泥	汚泥	1.10	0.022t
		建設汚泥(残土を除く)	1.10	8t
		上水汚泥	1.10	8t
廃油		廃油	0.90	0.016t
	一般廃油	廃油	0.90	0.016t
		鉱物性油	0.90	0.016t
		動植物性油	0.90	0.016t
	廃溶剤	廃油	0.90	0.016t
	固形油	廃油	0.90	0.016t
	油でい	廃油	0.90	0.016t
廃酸		廃酸	1.25	0.025t
		写真定着廃液	1.25	0.025t
廃アルカリ		廃アルカリ	1.13	0.023t
		写真現像廃液	1.13	0.023t
廃プラスチック類		廃プラスチック類	0.35	0.017t
		廃タイヤ	0.20	0.007t
		自動車用プラスチックバンパー	0.20	0.007t
		廃農業用ビニール	0.20	3t
		プラスチック製廃容器包装	0.10	0.005t
		発泡スチロール	0.02	0.001t
		発泡ウレタン	0.02	0.001t
		発泡ポリスチレン	令和2年度	0.03
		塩化ビニル製建設資材	0.20	0.01t
紙くず		紙くず	0.30	0.015t
	建設工事の紙くず	紙くず	0.30	0.015t
		ダンボール	0.30	0.015t
木くず		木くず	0.55	0.027t
	建設工事の木くず	木くず	0.55	0.027t
		伐採材・伐根材	0.55	0.027t
繊維くず(天然繊維くず)		繊維くず	0.12	0.006t
	建設工事の繊維くず	繊維くず	0.12	0.03t
動・植物性残渣		動植物性残さ	1.00	0.2t
動物系固形不要物		動物系固形不要物	1.00	0.2t
ゴムくず(天然ゴムくず)		ゴムくず	0.52	0.026t
金属くず		金属くず	1.13	0.056t
	鉄くず	金属くず	1.13	0.056t
	非鉄金属くず	金属くず	1.13	0.056t
		鉛製の管又は板	1.13	0.056t
		電線くず	1.13	0.056t
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00	0.05t
	ガラスくず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00	0.05t
		カレット	1.00	0.05t
		廃ブラウン管(側面部)	0.50	0.025t
		ガラス製廃容器包装	0.50	0.025t
		ロックウール	0.30	0.015t
		石綿(非飛散性)	0.50	0.025t
		グラスウール	0.20	0.001t
		岩綿吸音板	0.30	0.015t
	陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00	0.05t
		コンクリートくず	1.50	0.075t
		石膏ボード	0.30	0.015t
		ALC(軽量気泡コンクリート)	0.50	0.025t
鉱さい		鉱さい	1.93	8t
	スラグ	鉱さい	1.93	8t
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)		がれき類	1.48	0.074t
		コンクリート破片	1.48	0.074t
		アスファルト・コンクリート破片	1.48	0.074t

報告書の「廃棄物の種類」の項目は、この欄に記載している種類のとおり記載してください。

産業廃棄物の種類と重量換算係数(8/8)

産業廃棄物の種類		報告書に記載する産業廃棄物の種類	重量換算係数 (t/m ³)	重量換算係数 (t/個・台)	
状況	中				小
		動物のふん尿(畜産農業から排出されたもの)	動物のふん尿	1.00	0.2t
		動物の死体(畜産農業から排出されたもの)	動物の死体	1.00	0.08t
		ばいじん(工場の排ガスを処理して得られるばいじん)	ばいじん	1.26	0.063t
		処分するために処理したもの(13号廃棄物)	13号廃棄物	1.00	0.2t
	建設混合廃棄物		建設混合廃棄物	0.26	0.013t
	安定型建設混合廃棄物	報告書の「廃棄物の種類」の項目は、この欄に記載している種類のとおり記載してください。	安定型建設混合廃棄物	0.26	0.013t
	管理型建設混合廃棄物		管理型建設混合廃棄物	0.26	0.013t
	新築系混合廃棄物		管理型建設混合廃棄物	0.26	0.013t
	解体系混合廃棄物		管理型建設混合廃棄物	0.26	0.013t
	安定型混合廃棄物		安定型混合廃棄物(内訳を記載すること)	0.26	0.013t
	管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物(内訳を記載すること)	0.26	0.013t	
	シュレッターダスト	シュレッターダスト	0.26	0.013t	
	石綿含有産業廃棄物	—	—	—	—
	建設混合廃棄物	建設混合廃棄物(石綿含有)	0.26	0.013t	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有)	1.00	0.05t	
	廃プラスチック類	廃プラスチック類(石綿含有)	0.35	0.017t	
	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	がれき類(石綿含有)	1.48	0.074t	
	紙くず	紙くず(石綿含有)	0.30	0.015t	
	木くず	木くず(石綿含有)	0.55	0.027t	
	繊維くず(天然繊維くず)	繊維くず(石綿含有)	0.12	0.006t	
	廃自動車	廃自動車	1.00	1.3t	
	廃二輪車	廃自動車	1.00	0.2t	
	バイク	廃自動車	1.00	0.1t	
	自転車	廃自動車	1.00	0.015t	
	廃電気機械器具	廃電気機械器具	1.00	0.01t	
	廃パチンコ機及び廃パチスロ機	廃電気機械器具	1.00	0.03t	
	プリント配線板	廃電気機械器具	1.00	0.03t	
	テレビジョン受信機	廃電気機械器具	1.00	0.03t	
	エアコンディショナー	廃電気機械器具	1.00	0.04t	
	冷蔵庫	廃電気機械器具	1.00	0.1t	
	洗濯機	廃電気機械器具	1.00	0.05t	
	電子レンジ	廃電気機械器具	1.00	0.015t	
	パーソナルコンピュータ	廃電気機械器具	1.00	0.005t	
	電話機	廃電気機械器具	1.00	0.003t	
	自動販売機	廃電気機械器具	1.00	0.35t	
	蛍光灯	廃電気機械器具	1.00	0.001t	
	冷凍庫	廃電気機械器具	1.00	0.04t	
	廃電池類	廃電池類	1.00	0.01t	
	鉛蓄電池	廃電池類	1.00	0.01t	
	乾電池	廃電池類	1.00	0.01t	
	複合材	複合材	1.00	0.05t	
	燃えやすい廃油	引火性廃油	0.90	0.016t	
	燃えやすい廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	引火性廃油(特定有害)	0.90	0.016t	
	ph2.0以下の廃酸	腐食性廃酸	1.25	0.025t	
	ph2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	腐食性廃酸(特定有害)	1.25	0.025t	
	ph12.5以上の廃アルカリ	腐食性廃アルカリ	1.13	0.023t	
	ph12.5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	腐食性廃アルカリ(特定有害)	1.13	0.023t	
	感染性廃棄物	感染性廃棄物	0.30	0.007t	
	特定有害産業廃棄物	—	1.00	0.018t	
	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	1.00	0.1t	
	廃PCB等	廃PCB等	1.00	0.1t	
	PCB汚染物	PCB汚染物	1.00	0.02t	
	PCB処理物	PCB処理物	1.00	0.02t	
	廃石綿等(飛散性)	廃石綿等(飛散性)	0.30	0.009t	
	指定下水汚泥	指定下水汚泥	1.10	8t	
	銻さい(基準値を超える有害物質を含むもの)	銻さい(特定有害)	1.93	8t	
	燃え殻(基準値を超える有害物質を含むもの)	燃え殻(特定有害)	1.14	0.228t	
	廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	廃油(特定有害)	0.90	0.018t	
	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	汚泥(特定有害)	1.10	0.022t	
	廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸(特定有害)	1.25	0.025t	
	廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	廃アルカリ(特定有害)	1.13	0.023t	
	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	ばいじん(特定有害)	1.26	0.063t	
	処分するために処理したもの(基準値を超える有害物質を含むもの)	13号廃棄物(基準超過)	1.00	0.2t	

※重量換算係数(t/個・台)については、なるべく使用せず、できる限り「立法メートル(m³)」「リットル(L)」単位を把握のうえ、重量換算係数(t/m³)を使用することとし、どうしても不明である場合等に重量換算係数(t/個・台)を使用するようお願いいたします。